

# 子產

(二)

山岡利一

子產の春秋左氏伝の構成における位置を考察することにする。春秋<sup>(1)</sup>左氏伝の記載が天道遠く、人道遙し、という現実的態度を基本として書かれている春秋經は春秋時代の各國の國際關係上のことと記載したものであるとはいへ、その中には「春秋に災異あり」（漢書翼奉伝）といわれているように、特に他の經書とはちがつて、災異に関する記事を多く含んでおる左伝においては災異ばかりではなく占筮・夢兆・予言など神祕的な解釈をいれらる記事が相当多く含まれてゐる。合理性を認めようとしても一定の限界があるはずである。

一方では、春秋の災異が天人相應の思想の形成をとつてゐる。即ち天を有意志者とみなし、天意の顯現を人事乃至人間社会に発生する種々の天災や異變現象の上においてとらえ、（左伝だけでなく書經にも次のような例がある。古代中國の共通思想である。）

秋大熱未薄天大雷電以風未忌侵大木斯拔邦人大恐（書經卷第七金

それらの災異を天意の反映としてみようとする天人相應説もある。其他種々の説話記事の中には相当言的なものを含んでおる、例えば、

「冬星有りて大辰の西に孛し漢に及ぶ。（彗星が辰星の西にあらわれば、申須曰く彗旧を除き新を布く所以なり。（彗星は之に似て空を掃くものである。所以）天事恒の象あり、今大いに除ふ、火出でば必ず布かん。諸侯其れ火災有らんか。梓慎曰く往年吾れ之を見たりき。是れ其の微なり。火出で見えたり。今茲火出でて草はる。必ず火入りて伏せん。其の火に居るや久し、それならざらんか。」（昭公十七年）

冬有星孛于大辰西及漢申須曰彗所以除旧布新也天事恒象今除於火出必布焉諸侯其有火灾乎梓慎曰往年吾見之是其微也火出而見今茲火出而草必火入而伏其居火也久矣其与不然乎（昭公十七年）

災異予占の好例となりうるものや、例えば、

「晉侯の入るや、秦の穆姑質君を屬す。且つ曰く、尽く群公子を納れよと。」晉侯質君に悉し、又群公子を納れず。是を以て穆姑

謫

惟吉凶不脩在人惟天降災祥在德（書經卷第四）

（有二說）

之を怨む。晉侯賂を中大夫に許して、既にして皆之に背く。秦伯に路ふに河外の列城五。東は虢略（略は界である）を尽し、南は華山に及ぶと内は解梁城に及ぶまでとを以てす。既にして与へす。晉餽あるとき秦之に粟を輸す。秦饋うるとき、晉之が糲を閉づ。故に秦伯晉を伐つ。ト徒父之を蟲す。吉なり。河を涉らば、侯の車敗れんと。（秦の軍、河を涉りて追まよ晉侯の車、壊）之を詰る。対へて曰く、「乃ち大吉なり。三敗して、必ず晉君を獲ん。其の卦蟲に遇へり。三三曰く、千乗三去す。三去の余は其の雄狐を獲んと。夫れ狐は蟲なれば必ず其の君ならん。蟲の貞は風なり。其の悔は山なり。歲云に秋なり。我其の実を落して其の材を取る。克つ所以なり。失落ち材亡ぶ。敗れずして何をか待たんと。」三たび敗れて韓に及ぶ。（晉侯三度敗給し退いて）

晉侯之入也秦穆姬屬賈君焉且曰「尽納群公子」晉侯悉干賈君又不納群公子是以穆姬怨之晉侯許賂中大夫既而皆背之賂秦伯以河外列城五東至虢略南及華山内及華山内及解梁城既而不与晉饋秦輸之粟秦饋晉閉之蠶故秦伯伐晉ト徒父筮之吉涉河侯車敗詰之対曰「乃大吉也三敗必獲晉君其卦遇蟲三三曰千乘三去三去之余獲其雄狐夫狐蟲必其君也蟲之貞風也其悔山也歲云秋矣我落其实而取其材所以克也失落材亡不敗何待」三敗及晉（僖公十五年）

神靈呪術の好例となりうるものも可成る。

「壬寅、公孫段卒。因人愈、憤る。其明日（明年明日）子產公孫洩と良止とをして以て之を撫す。乃ち止みたり。子大叔其の故を問ふ。子產曰く鬼帰する所あれば、乃ち属をなさず。」（人の靈魂安んずる所あれば）吾之が帰を為すなり。大叔曰く公孫洩は何為ぞ。子產曰く説かんと。身の為には義無くして説かんことを圖れり。政に従ふは之に反して以て媚を取る所あるなり。（改事をするには正心に従ふこともありこれも一時の方便である）媚されば信んぜず。便んせざれば民従はざるなり。子產晉に遠くに及び趙景子問ふ。曰く伯有猶ほ能く鬼を為さんか。子產曰く能くせん。人生始めて化するを魄と曰ふ。既に魄を生ず陽を魂と曰ふ。物を用ひて精多ければ魂魄強し、是を以て精爽有りて神明に至る。匹夫匹婦も強死せば其の魂魄猶ほ能く人に憑依して以て淫厲を為す。（昭公七年）

壬寅公孫段卒国人愈憤其明月子產立公孫洩及良止以撫之乃止子大叔問其故子產曰鬼有所歸乃不為屬吾之鬼也。大叔曰公孫洩何為子產曰説也為身無義而因説從政有所反之以取媚也不媚不信不信民不從也及子產適晉趙景子問焉曰伯有猶能為鬼乎子產曰能人生始化曰魄既生魄陽曰魂用物精多則魂魄強是以有精爽至於神明匹夫匹婦強死其魂魄猶能憑依於人以為淫厲

は此の一例であるが、又他面于言的呪術的なものを否定しようとする。

る記事も多い。僖公十六年「宋に隕石あり、五つ、六鶴退飛して宋都を過ぐ」という事象があった。それは何の予兆かとたずねた宋の襄公の質問に対し、周の内史過は「今茲、魯に大喪あらん。明年齊に乱有らん、君将に諸侯を得て終えざらんとす。」と答えた。これはまさしく予言である。しかし、内史過は宋襄公の前を退出してから人に告げ、「君問い合わせを失せり。是れ陰陽の事なり、吉凶の生ずる所にあらざるなり。吉凶は人に由る。吾れ敢て君に逆らわざる故なり」結局災異予言を否定している。又神事よりは人事を重んじ、呪術による神人交流を排除しようとする主張は左伝の主流をなすものであつたと思われる。鄭の子産の如きはそうした主張をしている代表的な知識人である。

春頃石干宋五頃星也六朝退飛過宋都風也周内史叔興聘于宋宋襄公問焉曰是何祥也吉凶焉在對曰今茲魯多大喪明年齊有亂君將得諸侯而不終退而告人曰君失問是陰陽之事也非吉凶所生也吉凶由人吾不

敢逆君故（僖十六年）

昭公十九年、鄭の卿偃卒す。……其の父兄子瑕（匱）を立つ、子產其の人となりを憎み、（子（縡）をすてて叔父を立てしこと）不順となし、許さず……他日縡は舅（晉大夫）に告ぐ、冬晉人幣を以て鄭にゆき卿偃の立ちし故を問はしむ。卿偃懼れ逃れんとす。子產遣らず、鬼以てトせんことを請ひしが予へす。

襄公の質問に対し、周の内史過は「今茲、魯に大喪あらん。明年齊に乱有らん、君将に諸侯を得て終えざらんとす。」と答えた。これはまさしく予言である。しかし、内史過は宋襄公の前を退出してから人に告げ、「君問い合わせを失せり。是れ陰陽の事なり、吉凶の生ずる所にあらざるなり。吉凶は人に由る。吾れ敢て君に逆らわざる故なり」結局災異予言を否定している。又神事よりは人事を重んじ、呪術による神人交流を排除しようとする主張は左伝の主流をなすものであつたと思われる。鄭の子産の如きはそうした主張をしている代表的な知識人である。

是歲也鄭昭偃卒……其父兄立子瑕子產憎其為人也且以為不順冬晉人使以幣如鄭問卿乞之立故卿氏懼卿乞欲逃子產弗遣請龜以卜亦弗予（昭公十九年）

子產は明らかにト筮を否定している。更に昭公十八年において次の

ような記録がある。

宋衛陳鄭に火あり梓慎大庭氏の庫に登りて以て之を望み、……數日にして皆米りて火を告ぐ、裨遺曰く吾言を用ひず、鄭又將に火あらんとす（前年裨遺（遺をもつて火を齎す）鄭人之を用ひんことを謂ふ。子產可かず。子大叔は宝は以て民を保するなり。若しまだ火あらば國幾んど亡びん、以て亡を教ふべし、子何ぞ愛める、子產曰く……竝焉ぞ天道を知らん是れ亦多言、豈に或は信あらざらんや、遂に与へず、亦復火あらず、鄭の未た災あらざりしなり、里折子產に告げて曰く將に大祥有りて、民震動して國幾んど亡びんとす。吾身泯びん良に及ばざるなり。國遷らんことそれ可ならんや。子產曰く可と雖も吾以て遷を定むるに足らず（子產曰く遷を定むるに足らず。）

（襄子庚辰の述るべからざるを知り、爲して免る所があらず。）

宋衛陳鄭皆火祥慎登大庭氏之庫以望之……數日皆米告火神龜曰不  
用吾宮鄭又將火鄭人請用之子產不可子大叔曰宝以保民也若有火國  
幾亡可以救亡子何愛焉子產曰……竝焉知天道是亦多言矣豈不成信  
還不与亦不復火鄭之未災也里析告子產曰持有大祥民震動國幾亡吾

身泥馬弗良及也因遷其可乎子產曰雖可吾不足以定遠矣

(昭公十  
八年)

以上の二例に抱れば、彼子產は天上の世界よりも地上の世界を、神のいとなみよりも人間のいとなみをより重んずべしとする理性派に属する人物である。かの荀子が

星墜ち木（杜木）鳴れば、国人皆恐れて曰く是何ぞやと。曰く何も無きなり。是れ天地の変、陰陽の化、物の罕に至るものなり。

これを怪しむは可なれども、それを畏るは非なり。(大論) 星墜木鳴国人皆恐曰是何也曰無何也是天地之變陰陽之化物之罕至者也

怪之可也而畏之非也 (荀子天論)

というような世人が災異とする現象を單なる自然現象と解し、異変と人事との間に因果関係を深めようと/or>する災異説を無意味なものとする態度に通するものである。換言すれば子產は政治・軍事・外交等重要な国策を遂行する時は極力占筮・夢兆・予言など非科学的なものを排除した傾向があるが、然し他の人々は彼とは対照的な方法によらねばならぬ原因是古来からの伝統的国民性に存していたとみねばならぬ。それは人力を超えた神格化した天の存在を認めて到底それには克服できぬものとして諦めていた。漢民族が初め黄河・汾河の辺りに来た時、洪水の難に遭遇して凡ゆる苦難を嘗めたのである。終始安心して生業を営むことが不可能であった。

そこで漢民族は自然というものに関して一種の信仰を持たざるを得ない結果となつた。これは神の怒りとか、天が我を戒むるものであると思惟した。彼等は未開人の常として天地間の現象に対し、名山・大山・風雨・雷電なども凡て之を神として信仰し、就中天を最高の神として信んじた。天の信仰は政治道德宗教等の根本思想になっている。天は物理的な天と見る一方、高い青空の上に神が存在する所、皇天とも上帝とも又統けて皇天上帝とも言つた。これを体用に分けていうと天とは体のことで、帝という時は用といふのである。換言すれば天その物をば天といい、万物を主宰するときは帝と称した。皇天上帝が天の上に在りて總支配者となり、万物の根源で宇宙万物の造物者であると考えていた。その天の命を極度に畏怖して絶対的に服従した。天命こそ人間への重圧となり、人知を超えたものと考えた。その考え方には佛教思想が加わり、東洋独自の宿命観が生まれた。

さて人力で克服し難いものを天命とし、その概念の範疇から「時」とか「天」「時運」「天運」とか呼称を変えてよんでいたようである。次の例より考察すると、何れも人力が如何に貧弱にして微力であるかを物語り、「天」に対して牢固として抜くべからじる障壁と考えていたようである。

自分の意志どおりにならぬことを「天」とか「時」とかに結びつけ

て考え、それによつて自慰し、あきらめようとは漢時代には著しかつた。もつとも自分の不遇を天と關係する考え方は詩経の詩に見えてゐる。

已んぬるかな

已焉哉

天実にこれを為す

天实為之

これをいかにせん

謂之何哉

天実にこれを為す

(郊風、北門)

従来の説によれば、この北門の詩は、志を得ざる忠臣の惱を詠じたものである。右の三句はその詩の各章の結びをなすものであつて、憤みの挙句、自分の不遇は天のせいだから処置なきことを表わしたものであつた。

又論語の述而篇に、子曰く、天德を予に生ぜり。桓魋それ予を如何せんと。

この「天」こそ、正しくこの間の消息を物語つてゐる。孔子の思想

には外に之と類する例が多い。次に屈原は天道の公正を信じていたが

離騷の一句に、

会歎歎し余れ鬱色たり

会歎歎鬱色兮

朕が時の当らざるを哀しみて

哀朕時之不当

この時はよき時世をさし、それに会わざるを悲しむ。実は不遇を時

という超人的なものに転化した考である。宋玉も亦この時という超人的なものを考えていたことは九弁其三に  
悼むらくは、余が生の時ならずして  
此の世の征擾たるに逢えるを

悼余生之不時兮

逢此世之征擾

とある。ところが秦末になると時とか天とかいう語を用いてそれに對しては人力の微力を慨嘆して如何ともすべからざる心境をぶちまけている。

彼の項羽の詩に

力山を抜き氣世を盡う

時 利あらず離逝かず

離の逝かざるは奈何すべけん

虞や虞や若を柰何せん

力拔山兮氣蓋世

時不利兮離不逝

離不逝兮可柰何

(史記項羽本紀)

「時利あらず」とは時運が自分に与せざるを歎き、敗戦の責を時に

転嫁した。それは超現世的な理法を意味している。更に項羽本紀

に、

吾れ兵を起してより今に至るまで八歳。身ら七十余戦せり。当る所の者は破られ、撃つ所の者は服し、未だ當つて敗北せず、遂に

朝として天下を有<sup>な</sup>でり。然るに今卒に此に困しむ。此れ天の我を亡ぼすにて、戦の罪にはあらざるなり。今日固より死を決せり。

願はくは、諸君の為に決戦して、必ず三たびこれに勝ち、諸君の為に匂を濁り将を斬り旗を刈りて、諸君をして天の我を亡ぼすにて、戦の罪にはあらざることを知らしめん。

吾起兵至今八歳矣身七十余戦所當破所擊者服未嘗敗北遂朝有天下然今卒困於此此天之亡我非戰之罪也今日固決死願為諸君決戦必三勝之為諸君濁匂斬將刈旗令諸君知天亡我非戰之罪也

(史記項羽本紀)

援下の包囲から脱出して自分の部下に言つた言葉である。敗戦の貴を天に帰せしめた。更に追撃軍の包囲を突破して烏江に辿り着いた。

是に於いて項主乃ち東のかた烏江を渡らんと欲す。烏江の亭長船を横して待つ。項王に謂ひて曰く、江東小なりと雖も地方千里衆數十万人亦王たるに足る。願くは大王急ぎ渡れ。今独り臣のみ船有り。漢軍至るも以て渡ること無けん。項王笑ひて曰く、天の我を亡ぼす。我何んぞ渡ることを為さん。且つ籍江東の子弟八千人

と江を渡つて西せしに、今一人の還るものなし。従ひ江東の父兄嬢んで我を王とするも、我何の面目ありて之に見えん。縱ひ彼言はずとも、籍独り心に愧ぢざらんや。

於是項王乃欲東渡烏江烏江亭長儀船待謂項王曰江東雖小地方千里衆數十万人亦足王也願大王急渡今獨臣有船漢軍至無以渡項王笑曰天亡我我何渡為且籍與江東子弟八千人渡江而西今無一人還縱江东父兄憐而王我我何面目見之縱彼不言籍独不愧於心乎

(史記項羽本紀)

ここでも敗北の責任を超人的な天に帰せしめてゐる。時や天命には到底抗し得ずとして、人間能力の限界を自覚しているものと言つべきである。

更に晋の陶淵明の「賁子」の詩に

白髮両鬢を被ひ

肌膚復実たず

五男兒ありと雖も

絶べて紙筆を好まず

阿舒已ニ二八

懶惰故より匹なし

阿宣行くゆく志学

而も文術を愛せず

六と七とを譲らず

不識六与七

通子九齡に垂んとす

通子垂九齡

ただ梨と栗とを見む

但覓梨與栗

天運苟に此くの如し

天運苟如此

且らく杯中の物を進めん

且遊杯中物

五人の男児がそろいも揃って皆不肖の子であるを歎き、それを測明は天運と言っているのも項羽と同一の世界觀であることがわかる。そこで行動の前に占筮、夢兆、予言によつたのである。随分本論からそれで漢民族の世界觀をみたが、論を本筋にもどそう。

鄭國は小国でありながら、大国に介在し、復雑な國際外交を生きぬき得たのも彼子產に負うところ大と言わねばならぬ。

子產の政に従ひしや、能を抜びて之を使へり。馮簡子は能く大事を断じ、子大叔は美秀にして文あり。公孫揮<sub>(行人)</sub>は能く四国の為を知り、其の大夫の族姓・班位・貴賤能否を弁じ、而して又善く辞令を為す。裨謀は能く謀るも、野に謀れば則ち獲、邑に謀れば則ち否らず。鄭國将に諸侯の事有らんとすれば、子產乃ち四国の為を子羽に聞ひ、且つ多く辞令を為らしむ。裨謀と乗りて以て野に適き、可否を諭らしめ、而して、馮簡子に告げて之を断ぜしむ。事成れば乃ち子大叔に授けて之を行はしめ、以て賓客に応対

する所から推察すると子產は又外交辞令に巧であつたようと思われる。事実左伝一書にも彼が外交場裡に揮つた雄弁により国威を発揚したことも数多く認められる。

甲戌、平丘に同盟す。諸侯に令して日中(正午)に除(即金)に

造(至)らしむと。癸酉朝より退き、子產外僕に命じて速に除に張(強要)らしむ。子大叔之を止め明日を待たしむ。夕に及びて子產其の未だ張さるを聞き速に往かしむ。乃ち張る所なし、盟に及びて子產承貢賦の込を争う。曰く、昔天子貢を班つて輕重列を以てす。列尊ければ貢重きは周の制なり。卑くして貢重き者は甸服(公内公卿)なり。鄭伯は男なり公侯の貢に従はしむ。懼らくは給せざるなり。敢て以て請を為す。諸侯兵を靖め好以て事と為し、行理(使入なり)の命、月として至らざるなし。(後人宋りて貢賦を負むる) 命令毎月必ず至る貢の芸(法則)無き、小国間くるあり、罪を得る所以なり。諸侯盟を脩むるは小国を存するなり。貢獻極無き、亡び

んこと待つべきなり。存亡の制、特に今に在らんと。日中より以て争ひ唇に至る。晉人之を許既に盟す。子大叔之を咎む。曰く、諸侯若し討せば其殲るべけんや。子產曰く、晉政多し。  
(政一家より) 武偷するも暇あらず。何ぞ討するに暇あらず。国競はすんば亦陵がる。何の国をか之れ為さん。公盟に与らす。晉人季孫意如を執へ、幕を以て之を蒙し(重む)、狄人をして之を守らしむ。司鐸射(魯の大夫) 錦を懷にして靈飲と氷(飲物)とを奉じて以て蒲伏す。守者之を御ぐ。乃ち之に錦を与へて入る。晉人平子を以て帰る。子貢漱從う。子產歸りて未だ至らず、子皮卒すと聞き、哭し且つ曰く、吾已みぬ。為に善を為すなし。唯夫子我を知れり。

仲尼子產を謂う。是の行において以て国基を為すに足れり。詩に曰く、樂き君子は邦家の基と。子產は君子の樂を求むるものなり。

(昭公十三年)

甲戌同望于平丘齊服也令諸侯日中造于除矣西退朝子產命外僕速張於除子大叔止之使待明日及夕子產聞其未張也使速往乃無所張矣及盟子產爭承曰昔者天子班貢輕重以列列尊貴重周之制也卑而貢重者何服也鄭伯男也而使從公侯之貢惟弗給也敢以為請諸侯皆兵好以為事行理之命無月不至貢之無芸小国有闕所以得罪也諸侯脩盟存小国也貢獻無極亡可待也存亡之制將在今矣自日中以争至于昏晉人許之既盟于大叔咎之曰諸侯若討其可殲乎子產曰晉政多門武偷之不暇何

更にもう一例を擧げると、

三月晉の韓起鄭に聘す。鄭伯之を享す。子產戒めて曰く、苟も朝

に位有らば共格せざることあるなけん。  
(過失なきやうにする。) 共格は必ずある。 一孔張後れて至り、客間に立つ。  
(客間は賓客の詰合の) 執政之を擧ぐ客の後に

に適く又之を擧ぐ県間に適く。  
(間に往く) 客従ひて之を笑ふ。 (賓客の相伴する) 事畢りて富子諫む。曰く、それ大国の人は慎まさるべからず、幾ど之(き)に笑はれて我を陵(陵也)がざらん。我告礼有るもそれ猶ほ我を鄙しむ。國にして礼無くんば何を以て榮を求めん。孔張位を失ひしは、吾子の恥なり。子產怒りて曰く、命を

発するの衷(こころ)らざる、令を出だすの信ならざる、刑の頗類(頗類)なる獄の放粉(放ししま)なる、会朝の敬せざる。  
(國の即大夫往いて大臣のものあり) 使命の曉かれざる、陵を大国に取り、民を罷らして功無く罪及びて知らざるは儀(子禮)の恥なり。孔張は君の昆孫子孔の後なり、執政の閔なり、閔大夫となり、命を承けて以て使して諸侯に周し、国人の尊ぶ所、諸侯の知る所、朝に立ちて家に祀る、

暇討國不競亦陵何國之為公不與豈晉人執季孫意如以幕蒙之使狄人守之司鐸射懷錦奉靈飲氷以浦伏焉守者御之乃與之錦而入晉人以平子婦子服漱從子產帰未至聞子皮卒哭且曰吾已唯夫子知我仲尼謂子產於是行也足以為國基矣詩曰樂只君子邦家之基子產君子之求樂者也

國に祿あり、軍に賦あり、（（大大的供は兵車一百乘を出す）喪祭有り、  
（喪祭の節はある）腰を受けて服を歸る。（君の祭祀には供えた肉を歸り自分  
所の殿分がある）腰を受けて服を歸る。（君の祭祀には供えた肉を君に差し上げる）  
其然に廟に在れば己著位に有り、位に在る數世、世々其業を守り  
て其所を守る。猶焉（之を恥づるを得ん）其業を守るを得ん。辟邪の人にして皆執政  
に及ばず、是れ先王刑罰無きなり。子寧（ろ）他を以て我を規せよ、  
宣子環有り、其一鄭商に在り、宣子諸を鄭伯に謁う、子產与へず  
して曰く、官府の守器にあらざるなり。寡君知らず、子大叔子羽  
子產に謂ひて曰く、韓子亦幾ど求むるなし、晉國も亦未だ以て武  
すべからず、晉國と韓子とは偷（く）すべからず。若したまたま讒人其  
の間に交聞するありて鬼神にして之を助けて以て其凶怒を興さば  
之を悔ゆとも何ぞ及ばん。（（萬一たまたま怨恨の人がありて鄙晉の間に立って  
其の惡を忿を起せば）吾子何ぞ一環を愛みそれ以て憎を大困に取ら  
ん。盍ぞ求めて之を与へざる。子產曰く吾晉を偷して二心有らん  
とするにあらず、將に終に之に事へんとす。是を以て与へず忠信  
の故なり、（（徳のためである）猶聞く國を為むるは大に事へ小を字しむ  
能はざるを難しとするにあらず、礼以て其の位を定むる無きを之  
れ患ふ。（（大小の臣各く其國体を立てることのないのを思える）猶聞く君子は賄無きを難しとする  
にあらず、立ちて令名なきを之れ患ふ。猶聞く國を為むるは大に  
事へ小を字しむ能はざるを難しとするにあらず、礼以て其の位を定  
むるなきを之れ患ふ。夫れ大國の人小國に令して皆其求を獲ば

何を以て之に給せんとす。一は共し一は否らざれば、罪たる溢、  
大、大國の求は禮以て之を斥くるなくんば何の堅くことか之れ有  
らん。吾且に鄙邑（だらん）として、則ち位を失はむ。（（もし何時も大國  
めだならば我が方に近郷の邑となる）若し韓子命を舉じて以て使して玉  
を求めば貪淫甚し、独り罪にあらずや。一玉を出して以て二罪を  
起さば吾又位を失ひ、韓子貪をなさん。將た猶（よ）そ之を用ひん、且  
つ吾玉を以て罪を買す亦銳ならざるか。（（鋭は細小））

（昭公十六年）

三月晉韓起聘于鄭鄭伯享之子產戒曰苟有位於朝無有不共俗孔張後  
至立於客間執政禦之過客後又禦之適間問客從而笑之事畢富子諫曰  
夫大國之人、不可不慎也幾為之笑而不陵我皆有礼夫猶鄙我國而  
無礼何以求榮孔張失位吾子之恥也子產怒曰發命之不衷出令之不信  
刑之頗類獄之放紛會朝之不敬使命之不聰取陵於大國罷民而無功罪  
及而弗知僞之恥也孔張君之昆孫子孔之後也執政之閼也為閼大夫承  
命以使周於諸侯國人所尊諸侯所知立於朝而祀於家有祿於國有賦於  
軍喪祭有職其祭在廟已有著位在位數世守其業而忘其所僞得恥  
之辟邪之人而皆及執政是先王無刑罰也子寧以他規我宣子有環其一  
在鄭商宣子謁諸鄭伯子產弗與曰非官府之守器也寡君不知子大叔子  
羽謂子產曰韓子亦無後求晉亦未可以武晉韓子不可倫也若屬有  
讒人交聞其間鬼神而助之以興其凶悔之向及吾子何愛於一環其一

取憎於大國也。蓋求而與之子產曰：「吾非儉也，而有一心焉。終事之事以弗與忠信故也。」僕聞君子非無賄之筵立而令名之忠。僕聞為國非不能事大字小之難無禮以定其位之患夫大國之人令於小國而皆獲其求將何以給之一共一否為罪哉。大國之求無禮以斥之何鑒之有？吾且為鄙邑則失位矣。若韓子奉命以使而求王為貪淫甚矣。獨非罪乎？出一玉以起二罪。吾又失位。韓子成貪將焉用之？且吾以玉賈罪不亦銳乎？

而して彼は畜に雄弁家であつたばかりでなく、実に該博な知識を有していたらしい。晉侯が彼を評して「博物の君子なり」と言つてゐる。

僕之を聞く。君子四時有り。朝以て政を聽き、昼以て訪問し、夕以て令を修め夜以て身を安んず、是においてか其氣を節宣して壅閉湫底する所有りて以て其の体を露す。茲爽然ならずして百度を咎乱せしむるなし。（（一日を四つに分けて仕事などをす故の氣を毎よく通じて散らし精神性を保つて居る所に固まり身体を潤らし精神の状態ならずして百事を盡す））今乃ち之を志にして疾を生ずることなからむか。僕又くさば則ち疾を相生す。（（同姓に病を生ずる所））君子是を以て之を惡む。故に志に曰く、妾を買ふに其姓を知らざれば、則ち之をトス。此の二者に違ふは古の慎む所なり。男女姓を升つは礼の大司なり。（（男女姓を別ら同姓を娶らる））今君内に實に四姫有り、それ乃ちはなるなからんか。若し是の二者に由れば為むべからざるのみ。四姫

省く有らば猶可なり、無くば則ち必ず疾を生ぜん。……晉侯子產の言を聞きて、曰く、博物の君子なり。

（昭公元年）

僕聞之君子有四時朝以忠政夕以節令夜以安身於是乎節宣其氣勿使有所壅閉湫底以露其体茲不爽而咎亂百度今無乃忘之則生疾矣。僕又聞之内官不及同姓其生不殖美先尽矣則相生疾君子是以惡之故志曰：「質妾不知其姓則卜之。」達此二者古之所慎也。男女弁姓礼之大司也。今君内失有四姫焉其無乃是也乎？若由是二者弗可為也。己四姫有省猶可無則必生疾矣……晉侯聞子產之言曰：博物君子也。

又彼は博識と雄弁とで外交場裡に活躍したのみならず、又常に礼を守った有徳者たる面目が躍如としている。

子驥氏子產を攻めんと欲す。子皮之を怒つて曰く、「礼は國の幹なり、有礼（子產）を殺さば禍これより大なるはなし。乃ち止む。」

（襄公三十年）

子驥氏欲攻子產子皮怒之曰：「礼國之幹也。殺有礼禍莫大焉。乃止。」

（襄公三十年）

とか。

子產鄭伯を相けて晉侯邢丘に会す。公晉に如く、郊勞より贈賄に至るまで礼を失ふなし

（昭公五年）

子產相鄭伯会晉侯于邢丘公如晉自郊勞至于贈賄無失礼

公孫揮曰く子產されまさに政を知せんとす。譏りて礼を失はず

公孫揮曰子產其將知政矣讓不失礼

(襄公二十六年)

も、古来相当の異議が存していた。彼と春秋左氏伝との関係は次の様である。

当時の人も彼に礼の重要性を説いていた。自ら儒教的教養を体得し、自己形成につとめた。

晏子……子產に謂ひて曰く、鄭の執政修る。難、將に至りんとする。政必ず子に及ばん。子、政を為さば之を慎むに礼を以てせよ。然らずんば、鄭國将敗れんとす。(襄公二十九年)

晏子……謂子產曰鄭之執政修難將至矣政必及子子為政慎之以礼不然鄭國將敗

(つづく)

(4) 唐の啖趙は、論語の左丘明ではないと言わしめた。

左氏伝の作者は論語の左丘明は孔子以前の賢人であり従って左氏伝の作者は論語の左丘明ではないと言わしめた。(唐の啖趙)

(5) 左丘明が左氏伝の作者だと明言している最初の文献は史記の十二諸侯年表序である。「魯の君子左丘明、……左氏春秋を成す」未だ左氏伝の作者なる左丘明が論語の左丘明であるとは言つていらない。此の両者が同一人であるとしたのは前漢末の劉歆である。(漢書楚元王伝)

注

(1) 巧言・令色・足恭するは左丘明これを恥づ。丘も亦これを恥づ。怨を匿してその人を友とするは、左明丘これを恥づ。丘も亦これを恥づ(公治長)とあるに依れば、彼は聖賢の類に属する人物で、孔子が相当尊敬していた人であったと思われる。

一般には春秋左氏伝の作者だと考えられて来た。故に論語の伝孔安国注は、彼を魯の大史だと言い、皇侃義疏は、春秋を仲尼に受くる者なりと言つてゐる。併し乍ら、彼に関するでは今殆ど知るべきもの無く、且つ、彼を春秋左氏伝の作者とする事に

○吳英(論語会箋引)は論語の左丘明は孔子の先輩であり、左氏伝の作者の左丘明とは別人である。

○子產曰天道遠人道邇非所及也何以知之(昭公十八年)

(2) (3) 左氏伝の中に挿入されている易の占は十七例で不妄卦三・一爻变

・一〇 三爻变・一 五爻变三

秦伯は遂に晉を伐つた。この出兵に際してト官の祖父が、その勝敗を筮すると、山風蠱の不变を得た。そこで「吉である」と断じ、「黄河を涉つて進んだならば、侯の軍は敗れるであろう」と言い添えた。「侯の軍」というのは、侯の坐乗の車を指し

ており、総帥の坐乗の車が敗れるとあれば、全軍の撃滅を指している。ここで侯が侯といつたのは、爵位を正しく区別して、侯爵である晉の恵公を指したつもりであったが、然し、伯爵であるうと子爵であるうと、臣下が國君を称ぶ場合には侯と敬称するのが通例なる「侯の車」と言うのは、筮を命じた当の穆公自身を指したものと取り違えて「その車が敗れて、それでどうして吉なのか」と、これを詰問したわけであるが、それに応えて祖父は、次のように占考の説明をした。「もよとり大吉である。彼は三たび敗れ、私は晉の國君を捕えることになる。得卦は蠱であるが、その鑑辭に『千乘三去す。三去の余は、その雄狐を獲ん』とあるが、狐は蠱であり、誓を破って人をたぶらかしてばかりいる晉の國君が丁度それになつてゐる。又得卦の象について言えば、内卦は風であり、外卦は山であつて、而かも今は秋である。この季節を照應するとき、内卦の我是風をもつて、外卦の彼に當る山の木の実を落し、その樹木をも工作（巽の象）の材として取り用ひる。実が落ち材を失つて、その山に何を恃むものがあるうか。彼の敗れることに歴然としている。」祖父は此のようにして、晋は三たび戦つて三たび敗れ、遂に僖公十五年の冬十一月壬戌、晉君恵公は韓原において秦の捕虜となつた。

- (5) 石頭郎退は陰陽の氣すところでのために吉凶を生ずるものでない。吉凶のおこるのは人事の善惡に因て生ずるので陰陽のなすところではない。
- (6) 大祥は大災である。人民畏れ動いて國家殆ど亡びんとする。然し自分は其の前に死亡してこの状態を見るに至らない。
- (7) 都を遷することは悪くはないが、私の知識にては遷都を決定することはできない。子產は災異の言を信せず、そこで遷都の説に賛成できないのである。
- (8) 一例を挙げると晉経周書君與に「不敢寧上帝命」「格于皇天」左伝僖公十五年に「上天降災」がある。その他枚舉に述がない
- (9) 子曰天生德於予桓魋其如予何（論語・述而）
- 加  
卿の人、行人（官名）子羽（字）ともいって載せられている。公孫というから、彼は公族であるうと思われるが、その系図は分らず、左伝に依ると、子產や世叔よりも一段低い地位にいたようである。そして行人の官は周礼秋官の大行人・小行人から推すに、宗廟会同の礼儀・時聘会同の事を掌るものである。故に後漢の馬融（諱語集解）は「使を掌る官」と注している。左伝襄公廿一年にも、彼が諸侯の大夫の接待役をやつた事が見えている。又彼の名は左伝には襄公廿四年（襄公十七年子產）から昭公十六年（昭公五年子產）までの間に散見している。